

なお、所得税法第9条第1項第13号ロないしヘにおいて学術や芸術分野において団体から交付される金品についても限度額が定められているものはない。

②また、パラリンピックは、トップアスリートが活躍する競技性の高い障害者スポーツの最高峰の大会として世界的に認知されており、政府としてパラリンピックをオリンピックと一体的に運営することを通じて障害者の社会参加の拡大を図り、東京大会を日本全体で「夢と希望を分かち合う大会」にするとともに、2020年パラリンピックを共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会としている。

パラリンピックメダリストに交付される金品に関し、JPSAから交付される金品については非課税措置が講じられているが、JPSA加盟団体から交付される金品については、これまで金品を交付する団体がなかったこともあり、非課税措置の対象となっていない。しかしながら、自国開催となる東京大会を契機に、多くのJPSA加盟団体が報奨金の交付を予定していることから、上記のパラリンピックの位置付けに鑑みれば、オリンピックメダリストと同様の措置が講じられるべきであり、JPSA加盟団体から交付される金品についても、①とあわせて、全額を非課税措置の対象とする必要がある。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（抄） （法制上の措置等） 第 8 条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上その他の措置を講じなければならない。 （顕彰） 第 20 条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。 （優秀なスポーツ選手の育成等） 第 25 条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成 27 年 11 月閣議決定）（抄） 3. 大会の円滑な準備及び運営 ④ メダル獲得へ向けた競技力の強化 公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、日本人アスリートが、大会において最高のパフォーマンスを発揮し、過去最高の金メダル数を獲得するなど優秀な成績を収めることができるよう、トップアスリート及び次世代アスリートの育成・支援のための戦略的な選手強化、競技役員など国際的に活躍できる人材の育成、スポーツ医・科学、情報分野の多方面からの専門的かつ高度な支援体制の構築に努めるとともに、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進める。特に、パラリンピック競技については、基盤の強化をはじめ、大会の成功に向けた重層的な支援を講ずる。</p> <p>○文部科学省政策体系（抄） 政策目標 11 スポーツの振興 施策目標 11-3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備</p>
	政策の達成目標	JOC 及び日本パラリンピック委員会の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	※夏季オリンピックの状況 過去最高の金メダル数：オリ 16 個、パラ 17 個 直近（2016 年大会）の実績：オリ 12 個、パラ 0 個
有効性	要望の措置の適用見込み	2004 年アテネオリンピック・パラリンピック（※）のメダリスト数 （※）オリンピック・パラリンピック共に過去最高の金メダル数を獲得 オリンピックメダリスト 85 名 パラリンピックメダリスト 50 名

	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>国を始めとして各方面から社会的評価を与えるとともに選手の活躍への動機づけを図ること で、国際競技力の向上及びスポーツの振興に寄与する。</p>
相 当 性	<p>当該要望項目 以外の税制上の 支援措置</p>	<p>国税においてもお同様の改正要望を行っている。</p>
	<p>予算上の措置等 の要求内容 及び金額</p>	<p>—</p>
	<p>上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係</p>	<p>—</p>
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>①JOC からの金品であっても、JOC 加盟団体からの金品であっても、その効果は同様であり、「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程」(平成6年文部省令第2号)においても JOC と並んで JOC 加盟団体が報奨金の交付を含むメダリストの表彰を奨励していることからすれば、JOC と同様の措置とすることが妥当である。 また、所得税法第9条第1項第13号ロないしへにおいて学術や芸術分野において団体から交付される金品についても限度額が定められているものはない。</p> <p>②現在のパラリンピックの位置付けに鑑みれば、オリンピックメダリストと同様の措置が講じられるべきであり、JPSA 加盟団体から交付される金品についても、①とあわせて、全額を非課税措置の対象とすることが妥当である。</p>
	ページ	4—4

税負担軽減措置等の適用実績		2014年 (ソチ)		2016年 (リオ)		2018年 (平昌)	
		オリ	パラ	オリ	パラ	オリ	パラ
	適用件数(人)	10人	4人	56人	35人	16人	4人
	減税額 (試算)	138 万円	25 万円	749 万円	72 万円	353 万円	87 万円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	平成6年の非課税措置以後、各競技団体による報奨金の創設が進むなど、選手のモチベーション、社会的評価の向上を図る取組が進展している。						
前回要望時の達成目標	今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多（※）を超えるメダル数の獲得（第1期スポーツ基本計画） （※）策定時の過去最多は2004年アテネ大会：計37個						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	H24 2012年ロンドン大会：計38個 H28 2016年リオ大会：計41個						
これまでの要望経緯	平成6年度 JOCによるオリンピックメダリストに交付する金品の非課税 平成21年度 JPSAによるパラリンピックメダリストに交付する金品の非課税 平成22年度 JOCの加盟団体によるオリンピックメダリスト及び競技別の世界選手権の優勝者に交付する金品の非課税						
ページ	4—5						